

新公審査答申（個）第69号  
令和6年2月16日

新潟市長 様

新潟市公文書公開等審査会  
会長 菊池 弘之

審査請求に関する諮問について（答申）

令和元年12月26日付け、新行経第481号で諮問のあった件について、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

新潟市病院事業管理者（以下「実施機関」という。）が、令和元年7月19日付け新病管第972号の2により行った非開示決定は、これを取り消すべきである。

第2 審査請求の経過

1 個人情報の開示請求

令和元年7月5日、審査請求人は、新潟市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第13条第1項の規定により、実施機関に対し、管理課でカルテが見られる根拠、カルテを見られる者が指定していればその者の役職を示すもの、カルテの保管責任者を示すもの、カルテを管理課で保管できる根拠を示すもの（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 実施機関の決定

令和元年7月19日、実施機関は、請求に係る個人情報を保有していないとして、非開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和元年7月24日、審査請求人は、本件決定を不服として審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

令和元年12月26日、新潟市長は、条例第27条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問した。

第3 審査請求人の主張

審査請求人が審査請求書、反論書及び口頭意見陳述聴取結果記録書において主張

する内容は、おおむね以下のとおりである。

管理課で業務使用する場合に、カルテを管理、保管等ができるのであれば、その根拠を定めなければならない、定めたものを開示しなければならない。

管理課に「カルテがあるはずだから、カルテを見て回答してくれ」と言ったことに対して「見られない」と答えている。カルテが管理課で見られることは、当初から職員が「私がカルテを見て答えている」と言っていることから明白であった。

管理課でカルテが保管されていると認めたのは、カルテ開示の担当職員が「カルテは管理課に渡してある」と言ったことで、ようやく認めた。

管理課でカルテの保管責任者は管理課長であり、その管理課長が「カルテは見られない」と言うことは、虚偽の他ならない。

文書管理者は管理課長であることは、文書管理規定に規定されている。保管責任者は文書管理規定に規定されており、根拠を示す文書はないとして、開示しないのは、開示文書があるのに開示しないことになる。

なお、審査請求人は、上記以外にも本件審査請求とは直接関係のない主張もしているが、当審査会の判断を左右するものではないため取り上げない。

#### 第4 実施機関の主張

実施機関が弁明書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。

請求人のいう「カルテ」とは、カルテの印刷物を指している。実施機関ではカルテを電子化しており、管理課の職員はアクセス制限によりその電子化されたカルテを閲覧することはできない。管理課でカルテ（印刷物）を見られる根拠について、実施機関では、管理運營業務に個人情報を利用することを、個人情報の利用目的の一つに位置付けている。このため、実施機関に対するご意見に回答する場合などには、管理運營業務に当たると考えられることから、個人情報を参照することが認められている。個人情報の利用目的については、院内に掲示するとともに、実施機関のホームページにも掲載しており、情報公開請求の対象文書とはならない。また、管理課で、カルテ（印刷物）を見られる者を指定したり、その役職などについて定めたりする文書は存在しないし、カルテ（印刷物）について管理課での保管責任者や保管できる根拠を示す文書も存在しない。

#### 第5 審査会の判断

##### 1 本件審査請求について

- (1) 本件請求は個人情報開示請求書として行われたところ、本件請求の内容を確認すると、実施機関が保有する自己に係る個人情報ではなく、実施機関が保有する公文書の公開を求めていると解される。

また、実施機関は、本件決定の理由として、請求に係る個人情報を保有してい

ないとしながら、弁明書では、本件請求に関する公文書は情報公開請求の対象文書とはならないと主張している。

(2) そのため、当審査会は、本件請求及び本件決定について実施機関に確認したところ、本件請求に対し補正を求めたが、審査請求人は受け入れる状況ではなく、やむなく受理したが、本件決定は、新潟市情報公開条例に基づいて行ったとのことであった。

(3) しかし、本件請求の内容を、個人情報開示請求によって請求することは、条例の趣旨から適当ではないといえる。

したがって、本件請求は条例に基づいた請求とはいえず、実施機関が行った本件決定も適当ではないと認められる。

2 以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

## 第6 審査会の開催経過

当審査会の開催経過の概要は、次のとおりである。

年 月 日	内容
令和元年12月26日	実施機関の諮問書を受理
令和5年11月28日	審査会開催（第1回）
令和6年 1月15日	審査会開催（第2回）
令和6年 2月 9日	審査会開催（第3回）

(第3部会)

委員 菊池弘之、 委員 杵渕栄治、 委員 櫻井香子